

建設省告示第 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

不燃材料を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 コンクリート
- 二 れんが
- 三 瓦
- 四 陶磁器質タイル
- 五 石綿スレート

六 繊維強化セメント板

七 厚さが三ミリメートル以上のガラス繊維混入セメント板

八 厚さが五ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板

九 鉄鋼

十 アルミニウム

十一 金属板

十二 ガラス

十三 モルタル

十四 しっくい

十五 石

十六 厚さが十二ミリメートル以上のせっこのボード（ボード用原紙の厚さが〇・六ミリメートル以下のものに限る。）

十七 ロックウール

十八 グラスウール板

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 昭和四十五年建設省告示第千八百二十八号は、廃止する。